



給与所得者の確定申告

岐阜南税務署

給与所得者は、勤務先での「年末調整」によってその年の納税が完了しますが、次の要件に該当するかは、確定申告が必要となります。

●確定申告をしなければならないかた

- ①平成17年分の給与の収入金額が、2千万円を超えるかた
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（不動産の貸付、満期保険金の受け取りなど）の合計額が20万円を超えるかた
- ③給与を二カ所以上からもらっているかた

●確定申告をすると所得税が還付されるかた

- ①マイホームを住宅ローンなどで取得したかた
- ②病気や出産などで医療費が多くかかったかた
- ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けたかた
- ④年の途中で退職し、平成17年中に年末調整をされなかったかた

確定申告にあたっての注意

- ・勤務先から交付された源泉徴収票が必要になります。
- ・控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要となります。
- ・還付金の受け取りは、預金口座への振込みになりますので、ご本人名義の通帳が必要になります。

【問合せ先】 税務課 ☎388-1112

岐阜南税務署 ☎271-7113

還付申告の相談

住宅借入金等特別控除および医療費等の還付申告の相談を行います。

【月 日】 1月27日（金）・31日（火）

午前9時30分～午後3時30分

【場 所】 中央公民館

贈与税の相談

税務署担当職員による贈与税の申告の相談も同時に行います。

【月 日】 1月27日（金）

《必要なもの》（両日の相談日とも）

計算機、筆記用具、その他必要書類

印鑑

【問合せ先】 税務課 ☎388-1112



農業所得の申告は収支計算を用いましょう

岐阜南税務署

これまで、農業所得の申告に用いられてきた農業所得標準が平成18年分の確定申告から廃止されます。

これまで、農業所得標準を適用してきたかたも、農業所得標準廃止後は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で農業所得を計算することになります。

出荷伝票など収入金額の分かる書類と領収書など必要経費の分かる書類を保存し、ノートなどに記録すれば、比較的簡単に「収支計算」をすることができます。

【問合せ先】

岐阜南税務署 個人課税1部門 ☎271-7113

国有財産売却のお知らせ

岐阜財務事務所

【売却物件（土地）】 笠松町円城寺字栄町1375番3

【売却の方法】 一般競争入札（期間入札）による売却

*入札は原則郵送により東海財務局（〒460-8521名古屋市中区三の丸3-3-1）で受付（岐阜財務局では受付不可）

【公示日】 12月13日（火）

【入札受付期間】 平成18年1月10日（火）～18日（水）

午後5時必着

【開札日】 平成18年1月25日（水）

【開札場所】 東海財務局（名古屋市中区）

【問合せ先】 岐阜財務事務所 売却担当 ☎247-4252



カサマツケイバ

<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

新春特別（SPⅢ）シリーズ

- 8日（日） めいほう杯
- 9日（祝） ことぶき特別
- 11日（水） 新春特別
- 12日（木） 福寿草特別
- 13日（金） 競馬エース杯 第11回白銀争覇（SPⅢ）
中京スポーツ杯 若竹特別

睦月（SPⅢ）シリーズ

- 22日（日） 千両特別
- 23日（月） 睦月特別
- 24日（火） 若菜特別
- 25日（水） ガーネット特別
- 26日（木） 東海クラウン
- 27日（金） カトリア短距離特別
- 競馬エース杯 第30回ゴールドジュニア（SPⅢ）
端月賞
- 名古屋タイムズ杯 水仙特別



ホームページにてレース映像配信実施中
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信